明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	日号	ページ外
○三重県公安委員会		
一九　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	六
二〇　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件	一九	九
○滋賀県公安委員会		
一〇二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件	一九	九
○京都府公安委員会		
一五五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件	一九	九
○大阪府公安委員会		
九二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件	一九	一〇
○兵庫県公安委員会		
二〇八　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	六
二一九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件	一九	一〇
○岡山県公安委員会		
一二四　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	七